平成２６年（フ）第３０４号
愛知県豊田市京ケ峰１丁目24番地２　雇用促進住宅サン　コーポラス京ケ峰517号
債務者　中村　智子
1　決定年月日時　平成26年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月10日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第４１３５号
大阪市住之江区東加賀屋２丁目16番６号
債務者　山本鮎子こと川田鮎子こと　宋　鮎子
1　決定年月日時　平成26年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月３日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月12日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第７６８号
東京都立川市幸町４丁目30番地の５グリーンパーク110号
債務者　西川　学
1　決定年月日時　平成26年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月４日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第７８０号
東京都立川市一番町４丁目34番地の２レオパレスサンビレッヂ壱番町102号室
債務者　佐藤　忍（旧姓山崎）
1　決定年月日時　平成26年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月４日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第７９４号
東京都国分寺市西町１丁目20番地18
債務者　高野　智美（旧姓長畑）
1　決定年月日時　平成26年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月５日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月５日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第４５１号
静岡市清水区蜂ヶ谷456番地の６
債務者　赤間　慎治
1　決定年月日時　平成26年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月10日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１５９号
北海道帯広市西19条南５丁目39番11号　齊藤方
債務者　鈴木　憲一
1　決定年月日時　平成26年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月18日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２６年（フ）第９２０号
横浜市戸塚区柏尾町757番地　県営柏陽台アパート９棟302号
債務者　白土　昌美
1　決定年月日時　平成26年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１６２０号
横浜市緑区寺山町745番地12　ダイアパレス中山第２―406号
債務者　堤　洋一
1　決定年月日時　平成26年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第７０８号
東京都東久留米市前沢３丁目７番14号三沢ビル505
債務者　石井　るみ（旧姓高倉）
1　決定年月日時　平成26年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月12日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月12日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第８１４号
東京都福生市大字福生945番地３ピアセテラ105号室
債務者　椙山　常一
1　決定年月日時　平成26年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月12日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月12日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第７９号
栃木県足利市葉鹿町１丁目24番地３　松村ハイツＢ―Ｂ
債務者　太田　雄一
1　決定年月日時　平成26年10月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月12日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２６年（フ）第３８７号
岡山市中区四御神836番地　東ケ丘市営住宅Ｃ509番館16号、旧住所岡山市南区浦安本町106番地11　コーポニューライフ106
債務者　日高　精一
1　決定年月日時　平成26年10月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月13日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２８号
熊本県阿蘇市一の宮町宮地4538番地16
債務者　井島今朝美
1　決定年月日時　平成26年10月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月16日午後３時40分
熊本地方裁判所阿蘇支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２６年（フ）第２３４０号
大阪府箕面市桜５丁目９番８号
破産者　浦本　俊雄
1　破産債権の届出期間　平成26年11月14日まで
2　一般調査期日　平成26年12月15日午後３時
平成26年10月15日
大阪地方裁判所第６民事部